

民間施設を活用した一般廃棄物処理体制の構築に係る サウンディング型市場調査 実施要領

1. 調査の目的

本市の一般廃棄物の焼却処理を担う「高梁地域事務組合クリーンセンター」は、平成10年度の竣工から約28年が経過し、施設の老朽化が進行しています。これまで機器更新等を行ってきたものの、一般的な耐用年数（20年～30年）を超えており今後の安定的な運転継続や施設の更新・再整備等を含め、施設の今後のあり方について検討を開始する時期を迎えています。

将来にわたり安定的かつ持続的にごみ処理を継続するためには、後継施設の整備に向けた検討を開始する必要があります。しかし近年、一般廃棄物処理施設の整備費用は高騰しており、新たなごみ処理施設を建設する場合には、多大な財政負担が生じることが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、本市では将来のごみ処理の在り方について検討を行い、その選択肢の一つとして、民間事業者が保有するごみ処理施設を活用して一般廃棄物の処理を委託する方式（以下「外部処理委託方式」という。）や、民間事業者が新たに処理施設を整備し、本市が一般廃棄物の処理を委託する方式（以下「官民連携方式」という。）を選択肢として視野に入れ、検討を進めることとしました。

本サウンディング調査は、本市における将来の一般廃棄物処理体制の構築に向け、民間事業者から広く意見や提案を求め、「対話」を通じて、民間施設を活用した一般廃棄物処理の市場性、事業成立の可能性、望ましい事業条件、官民の役割分担、リスク分担、事業化に向けた課題等について、民間事業者の意向等を把握することを目的として実施するものです。

なお、本調査は、具体的な事業者の選定、契約その他の事業化を行うものではなく、今後の一般廃棄物処理体制のあり方及び事業化の可能性を検討するための情報収集を目的とするものです。また、本調査の実施により、民間事業者による施設整備や本市による処理委託等の実施を決定するものではありません。

2. 参加条件

本調査に参加できる者は、一般廃棄物処理事業、廃棄物処理施設の整備・運営、施設管理その他本事業に関連する事業について、事業の実施主体又は構成員となる可能性を有する法人又は法人のグループとします。

複数の法人によるグループで参加する場合は、代表する法人を定め、参加する法人の構成及び役割について可能な範囲でエントリーシートに記載してください。

また、参加者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ・調査期間において、高梁市から指名停止措置を受けていないこと
- ・エントリーシートの提出時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと
- ・法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、高梁

市暴力団排除条例（平成23年12月22日条例第35号）第2条第1号から第3号又は第5号に該当する者でないこと

- ・グループで参加する場合は、グループを構成するすべての法人が上記の要件を満たすこと

3. 調査期間

令和8年9月1日（火）から令和8年11月6日（金）まで

4. エントリーシートの提出期限

エントリーシート（様式1）に必要事項を記入し、令和8年9月18日（金）までに、連絡先に電子メールにより提出してください。

なお、エントリーシートの提出前に、本調査への参加を検討するため、調査の対象、前提条件、提供可能な資料その他事前に確認したい事項がある場合は、連絡先に電子メールによりお問い合わせください。

5. 質問受付

質問は令和8年9月24日（木）から令和8年9月30日（水）までに、連絡先に電子メールにより提出してください。様式は任意とします。

なお、質問内容及び回答について、他の参加者の参考になると本市が判断した場合は、質問者が特定されない形で、参加者全員に共有する場合があります。

ただし、参加者の営業上の秘密、技術上のノウハウその他公表することにより参加者に不利益を及ぼすおそれのある情報については、共有しません。

6. 質問回答

質問回答は、令和8年10月9日（金）に参加者全員に、電子メールにより通知する予定です。

なお、質問者の団体名、法人名等、質問者を特定できる情報は非公表とします。

また、回答内容は、本調査における対話の前提条件を共有することを目的とするものであり、今後の事業化における最終的な条件を示すものではありません。

7. ヒアリングシートの提出期限

ヒアリングシート（様式2）に必要事項を記入し、令和8年10月16日（金）までに、連絡先に電子メールにより提出してください。

記載内容について対話の中で追加の説明、確認又は提案を求める場合があります。

なお、すべての項目について回答することを必須とするものではなく、事業者として回答可能な範囲で記載してください。

また、回答が困難な項目については、「回答困難」「現時点では未定」等と記載していただいて構いません。

8. 辞退

エントリーシート（様式1）提出後に本調査を辞退される場合は、辞退届（様式3）に必要事項を記入し、令和8年10月16日（金）までに、連絡先に電子メールにより提出してください。

なお、辞退したことを理由として、今後の事業において不利益な取扱いを受けることはありません。

9. 対話の実施

対話は、令和8年10月26日（月）から令和8年11月6日（金）の平日で、エントリーシートに記入された希望日を踏まえ、本市が日程を調整の上、開催日時を参加者に連絡します。

対話は、1～2時間を目安に、ヒアリングシートに沿って進めます。対面・webいずれの方法も可能とします。

なお、Webでの対話を希望する場合、Web会議システムは本市と参加者で調整の上決定するものとし、参加者側の接続環境等については参加者が準備するものとします。

対面の場合は、高梁市役所等において実施します。

対話の参加者は1事業者（グループ）あたり5名までとします。なお、対話は非公開とします。

対話では、本市からの質問に対して参加者から意見・提案をいただく形式を基本としますが、必要に応じて、ヒアリングシートに記載されていない事項についても対話を行います。

また、本市から提示した情報以外に、参加者が保有する技術、事業実績、施設情報その他の情報について説明を受ける場合があります。

10. 調査結果の公表

本調査の実施結果については、参加者数、調査を通じて得られた主な意見・提案の概要等を整理し、公表する予定です。

公表する提案概要は、個別の参加者が特定されないよう整理するとともに、参加者の営業上の秘密、技術上のノウハウその他公開することにより参加者に不利益を及ぼすおそれのある情報は公表しません。

参加者名及び個別の参加者を特定できる情報は公表しません。公表内容については、調査結果の公表前に参加者へ確認を行います。なお、参加者から公表を希望しない旨の申し出があった情報については、公表しません。

なお、高梁ブロックごみ処理広域化対策協議会構成自治体に対しては、実施結果の公表内容と同じ内容で情報を共有します。

11. 留意事項

- ・本調査への参加に伴う資料作成、交通費、通信費その他必要となる費用は、参加者の負担とします。
- ・本調査において、本市が提供する資料その他の情報は、参加者が本調査を検討するために使用するものとし、本市の承諾なく、本調査の検討以外の目的に使用し、又は第三者へ開示若しくは提供してはならないものとします。ただし、本調査の検討に必要な範囲で、参加者の関係会社、共同事業者、専門家等を開示する場合は、この限りではありません。この場合、参加者は、開示先に対して適切な情報管理を求めるものとします。

- ・本調査を通じて知り得た情報の取扱いについては、参加者において適切に管理するものとします。
- ・必要に応じて、提案事項について追加の質問、資料提出その他の追加調査を行う場合があります。
- ・調査で提出された書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、本市は、本調査の実施及び結果の整理・公表等に必要な範囲において、提出資料の内容を利用することがあります。
- ・参加者から提供された情報のうち、営業上の秘密、技術上のノウハウその他公表することにより参加者に不利益を及ぼすおそれのある情報については、公表しません。
- ・調査への参加の有無が、将来実施される事業への参加要件になることはありません。
- ・本調査において意見・提案を行ったことをもって、今後実施する事業の参加資格、優先交渉権その他の権利を得るものではありません。
- ・本調査における意見・提案は、事業化及び契約締結を保証するものではありません。
- ・本調査への参加の有無及び参加者からの提案内容が、今後実施する事業における事業者選定等において、参加者に有利又は不利に働くことはありません。
- ・本調査は、参加者からの意見・提案を幅広く把握することを目的とするものであり、本市が特定の事業者、施設等を採用することを前提としたものではありません。

12. スケジュール

項目	日程
要領公表	令和8年9月1日（火）
エントリーシート提出期限	令和8年9月18日（金）まで
質問受付	令和8年9月24日（木）から令和8年9月30日（水）まで
質問回答	令和8年10月9日（金）
ヒアリングシート提出期限	令和8年10月16日（金）まで
辞退届提出期限	令和8年10月16日（金）まで
対話実施	令和8年10月26日（月）から令和8年11月6日（金）の平日
調査結果公表	対話終了後、整理ができ次第公表予定

13. 高梁市のごみ排出量と将来予測

○ごみ排出量		(t/年)				
ごみ種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
可燃ごみ	8,915	8,425	7,999	7,721	7,582	
不燃ごみ	539	482	456	404	381	
資源ごみ	886	884	832	784	731	
缶類	63	63	59	55	53	
びん類	196	189	181	172	158	
ペットボトル	71	73	70	70	68	
その他プラスチック	122	119	115	113	110	
紙類	434	440	407	374	342	
人口（人）	28,683	27,869	27,076	26,205	25,445	

○可燃ごみの含水率

40～44％程度

○可燃ごみの低位発熱量

9,500～11,000kJ/kg程度

○ごみ排出量将来予測

本市では、人口減少等に伴い、今後も一般廃棄物の排出量は減少することを見込んでいます。
10年後のごみ排出量の推計は、次のとおりです。

- ・可燃ごみ:6,450 t /年
- ・不燃ごみ:286 t /年

なお、上記の将来予測は現時点における推計値であり、今後の人口動態、ごみ減量施策、分別・資源化施策等により変動する可能性があります。

民間事業者においては、将来的なごみ量の減少を踏まえた事業の成立性、施設規模、契約期間、最低処理量・最低保証量、料金設定等について、意見・提案をお願いします。

○現在の一般廃棄物処理施設（参考）

施設名：高梁地域事務組合クリーンセンター

所在地：高梁市段町7 4 8 番地

供用開始：平成10年度

処理方式：准連続燃焼式

処理能力：8 4 t / 2 4 h (42t/24h×2炉)

令和6年度の年間焼却処理量：7, 8 5 6 t /年（高梁市分のみ）

令和6年度1日当たり平均焼却処理量：2 7. 1 t /日（高梁市分で換算）

※1日当たり焼却処理量：年間ごみ焼却処理量÷290日（365日-75日【年間運転停止日数】）

※施設の運転・維持管理費、処理実績、ごみ質、焼却残渣量及び残渣処理等に関する情報については、必要に応じて参加者へ提供します。

1 4. 連絡先

高梁市 市民生活部 環境課 担当：宮本、福田

〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043番地

電話：0866-21-0259

メール：kankyo@city.takahashi.lg.jp

別添資料

- ・様式1 エントリーシート
- ・様式2 ヒアリングシート（官民連携方式、外部処理委託方式）
- ・様式3 辞退届